

◎水田農家の皆さんへ

4月から、 戸別所得補償モデル対策が始まります

1

自給率向上のため、
麦・大豆・米粉や飼料用米など
戦略作物の生産を支援します

自給率向上のために、水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農に対し、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援（直接支払いによる助成金交付）を行います。また助成体系が簡素化され、全国統一単価となります。

●事業名 「水田活用自給率向上事業」

●事業の仕組み

(1)交付要件

「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

(2)交付単価

作物	単価 (10 ^円 当たり)
麦・大豆・飼料作物(青刈り稲を含む)	35,000円
新規需要米(米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稲)	80,000円
そば・菜種・加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で作物名と単価を設定)	※10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※制度変更に伴い交付単価が減少する地域では、激変緩和措置を取り、交付額を調整します。

(3)交付対象者

これまで需給調整に参加していなかった農家も参加しやすいように、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とします。

2

水田農業の経営安定を図るため
恒常的に赤字に陥っている米に
対して補てんします

自給率向上のための環境整備を図り、意欲ある農家が水田農業を継続できるようにするため、米の「生産数量目標」に従って生産する販売農家・集落営農者に対して、主食用米の作付け面積10^{ha}当たり15,000円を直接交付します。

●事業名 「米戸別所得補償モデル事業」

●事業の仕組み

(1)交付単価

定額部分 (10 ^{ha} 当たり)	15,000円 ※生産に要する標準的な費用と、標準的な販売価格の差額相当分を助成
変動部分 (10 ^{ha} 当たり)	当年度の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に交付単価を算定

(2)交付対象者

米の「生産数量目標」に従って生産した販売農家・集落営農のうち、水稲共済加入者または前年度の出荷・販売実績がある人

(3)交付対象面積

主食用米の作付け面積から一律10^{ha}を差し引いた面積



交付金を受け取るためには
申込手続きが必要です

交付金を受け取るためには、加入申込書・交付申請書などの提出が必要です。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

なお、加入申込は4～6月、交付金の支払いは12～3月になります。

【問い合わせ】

中国四国農政局 愛媛農政事務所 地域第一課

☎0893(24)4195